

重要事項説明書

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをサービス利用希望者に対して説明するものです。

事業者の概要

事業者名称	株式会社AT
主たる事務所の所在地	〒213-0013 神奈川県川崎市高津区千年新町9番地15
法人種別	株式会社
代表者名	津田 篤志
設立年月日	2011年2月16日

事業所の概要 (児童発達支援・放課後等デイサービス)

本体事業所名	通所運動療育アットスクール調布
所在地	〒182-0026 東京都調布市小島町3-88-2
事業者指定番号	1354200345
管理者・児童発達支援管理責任者連絡先	管理者：中村 あや 児童発達支援管理責任者：椎根 亮 電話：042-426-7062
通常の実施地域	調布市・狛江市・三鷹市

事業の目的と運営方針

事業の目的	通所給付決定保護者及び障がい児に対し、適正な児童発達支援及び放課後等デイサービスを提供することを目的とする。
運営の方針	<p>① 事業所は、通所給付決定保護者(以下、保護者)及び障がい児(以下、利用者)の意向、利用者の特性、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という)を作成し、これに基づき利用者に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することとその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に児童発達支援及び放課後等デイサービスを提供する。</p> <p>② 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った児童発達支援及び放課後等デイサービスの提供に努める。</p> <p>③ 事業所は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、区市町村、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努める。</p> <p>④ 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行い、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるよう努める。</p> <p>⑤ 事業の実施にあたっては、前④の他、関係法令等を遵守する。</p>

事業所の職員体制等

看護師、保育士、機能訓練担当職員等が在職しており、サービスを提供致します。

職種	資格	常勤	非常勤	計
管理者	保育士	1名	0名	1名
児童発達支援管理責任者	保育士	1名	0名	1名
嘱託医	医師	0名	1名	1名
看護師	看護師	3名	0名	3名
児童指導員又は保育士	学校教諭・保育士	2名	1名	3名
機能訓練担当職員	理学療法士・作業療法士	0名	5名	5名
その他の従業者		0名	0名	0名

(注) 2025年6月1日現在

営業時間、サービス提供時間

区分		平日	土曜日・祝祭日	日曜日
営業時間		10:00~17:30	10:00~16:00	休日
サービス提供時間	児童発達支援	10:00~16:00	10:00~16:00	休日
	放課後等デイサービス	学校休業日: 10:00~17:00 平日: 14:00~17:30		

(注1) 年末年始(12/29~1/3)は「休日」の扱いとなります。

設備の概要

設備の種類	室数	備考
機能訓練室	1室	
トイレ	1室	多機能(車椅子対応)トイレ
事務室	1室	
相談室	1室	

サービスの内容

日課	①お迎え 授業終了後～ ③余暇・活動プログラム ※水分提供、トイレ介助は随時実施します。	②バイタル確認 ④ご帰宅 17:00～
療育指導	個別支援計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な訓練、創作活動、外出等での地域交流の機会、余暇等の提供を実施します。	
専門職による指導	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等による専門相談・指導を実施します。	
レクリエーション	誕生会等の行事を実施します。(月1回程度)	
母子分離受入れ (就学児童レスパイトサービス)	レスパイトケア(ご家族に代わり一時的にケアを代替することで、日々の疲れ等をリフレッシュしてもらう家族支援サービス)としての役割も担っています。児童のみの受け入れに対しても専門職のサポートにより安心してお預かり致します。	
送迎サービス	通常の就学先へのお迎えを実施します。ご帰宅については基本的にご家族様のご対応とさせていただきます。(一部事業所を除く) 長期休暇時の送迎については応相談となります。	

※全てのサービスは「個別支援計画」に基づいて行われます。「個別支援計画」は、本事業所の児童発達支援管理責任者が作成の上、説明を行い、利用者・保護者の同意を得るものとする。

利用料金（利用契約書 第6条参照）

- (1) 事業所は、児童発達支援及び放課後等デイサービスを提供した際は、保護者から当該指定児童発達及び指定放課後等デイサービスに係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。
- (2) 事業所は、法定代理受領を行わない児童発達支援及び放課後等デイサービスを提供した際は、保護者から、厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。
- (3) 事業所は、第2項の支払いを受ける額のほか、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を保護者から受けることができるものとする。この場合の利用料金については、「料金表 その他のサービス費」に定める。
 1. 創作活動に係る材料の実費。
 2. おやつ代として係る費用。
- (4) 事業所は、第3項全号の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書は当該費用を支払った保護者に対して交付する。
- (5) 事業所は、第1項から第3項までの費用に係るサービスの提供に当たり、あらかじめ保護者に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。
- (6) 利用料金の請求は、1ヵ月ごとに計算しますので、サービス利用月の翌々月27日までに以下のいずれかの方法で支払うものとする。
 - ①金融機関からの自動引き落とし。
 - ②当事業所の窓口で現金支払い。

サービスの利用に関する留意事項

- (1) 受給者証の確認（利用契約書参照）

「住所」及び「支給量」「障がいの程度による区分」など「受給者証」の記載内容の変更や更新があった場合は、速やかに本事業所従事者に通知するものとする。その際は、月初めに「受給者証」を確認させていただきますので、持参願います。
- (2) 個人損害賠償保険への加入
利用者の過失により、他害や物損の可能性があるため、可能なかぎり個人損害賠償保険（AIG等）への加入をお願い致します。
- (3) 看護（医療ケア）の必要な場合の医師の指示書等
看護の必要な利用者についてはできる範囲で看護師が対応致しますが、その場合は主治医の指示書等の提出が必須となります。

サービス実施の記録について

本事業所では、サービス提供ごとに実施日時及び実施したサービス内容等を記録したサービス提供書とその都度記録してお渡し致します。また日時を記録した実績記録票にもその都度、保護者の押印又はサインを受けるものとする。なお、個別支援計画書及びサービス提供書、実績記録票は、サービス提供日より5年間保存となります。

※尚、5年間を経過したものから事業所にて順次廃棄致します。

損害賠償保険への加入（利用契約書参照）

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

- ・保険会社名：居宅サービス・居宅介護支援事業者相談補償制度

協力医療機関

本事業所では、下記の病院に非常時対応等の協力の確認を頂いています。

- ・病 院 名：在宅テラス診療所なかはら（内科・神経科・精神科） 院長：齋賀 真言
- ・住 所：神奈川県川崎市中原区下小田中3丁目16-5 電話：044-789-8506
- ・対応時間：平日10:00～18:00（それ以外は救急車対応といたします）

虐待の防止について

事業者は、利用者及び保護者の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	通所事業部副部長
-------------	----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
(3) 苦情解決体制を整備しています。
(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

相談窓口・苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当社お客様相談苦情受付窓口	電話番号	042-426-7062
	相談員	通所事業部副部長
	対応時間	平日 9:00～18:00

円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- (1) 提供した児童発達支援及び放課後等デイサービスに関する利用者又は保護者その他の当該利用者の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。
- (2) 事業所は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- (3) 事業所は、提供した指定児童発達及び指定放課後等デイサービスに関し、児童福祉法の規定により、都道府県知事等が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示若しくは提出の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又は保護者その他の当該利用者の家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- (4) 事業所は、都道府県知事等から求めがあった場合には、前項の改善の内容を都道府県知事等に報告する。
- (5) 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が、同法第85条の規定により行う調査又はあっせんに協力するものとする。